

別紙 4 (意見表明者のみ)

8月23日説明・公聴会(仙台会場)

当日表明する意見の概要

(ふりがな)(ぜんこくかじのとばくじょうせつちはんたいれんらくきょうぎ
かい だいひょうかんじ にいさとうじ)

氏名 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会 代表幹事 新里宏二

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

(意見の趣旨)

私達はカジノ賭博に依存しない、クリーンな観光立国を求め、本とりまとめの構想に反対します。

- 1 日本には昨年2400万人の海外からの観光客が来ています。本年7月は238万人と過去最高を記録しました。民間賭博場であるカジノを解禁し、マイナスの影響をまき散らしながら海外からの観光客を誘致する必要はありません。
- 2 本とりまとめには、マイナスの影響を全く試算していない等、重大な問題点があります。日本では刑法で賭博を禁止し、さらに民間賭博はさらに厳しく禁止してきました。治安の悪化、ギャンブル依存症問題、青少年への悪影響等マイナスの影響が不可避だからです。本とりまとめでは民間賭博を解禁した場合のマイナスの影響を金額に見積もった推計すらなされていません。韓国では「射幸産業統合監督委員会のホームページ上に「賭博中毒者の年間社会・経済的費用」として、78兆ウォン(日本円に換算して7.8兆円)とされています。他方、ギャンブル産業全体の収益16兆ウォン(1.6兆円)といわれています。今回の政府の検討の仕方として極めて一方的で、説得力に欠けます。
- 3 違法性阻却についても法務省のこれまでの公益目的(収益の用途が公益目的にのみ使われることも含む等)など8項目の考慮要素について検討が不十分です。収益が大きく賭博事業者の利益となり株式配当され、私益に多くの収益が使われることをこれまでの考え方と整合性を持って説明することは困難と考えます。
- 4 貸金業法の適用除外は賭博場の貸付に収入の3分の1の総量規制を除外するものと考えられ論外です。多重債務問題の再燃は必定です。これまでの貸金業法改正後の取り組みを逆戻りさせるものです。
- 5 そもそも、人の不幸を前提とする賭博ビジネスで日本の成長戦略を語るべきではないと考えます。
- 6 昨年法律が成立後も世論の動向はかえってカジノ解禁の反対が増加しています。時事通信の「もしお住まいの近くの自治体やその周辺にIRがつくられることになったら」に賛成22.8%、反対66.8%、その理由は治安悪化68.2%、青少年への悪影響57.5%となっています。その声を無視すべきではありません。
- 7 カジノを開設することの最終判断はそこに暮らす住民であり住民自治が守られる必要があります。憲法95条の「特別法の住民投票」の制度趣旨に鑑み、議会の承認では不足住民投票が不可欠です。